

平成30年 9 月19日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度門真市一般会計補正予算（第4号）について）
- 2 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度門真市一般会計補正予算（第5号）について）
- 3 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度門真市一般会計補正予算（第6号）について）
- 4 議案第46号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 5 議案第47号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 6 議案第48号 災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例の一部改正について
- 7 議案第55号 門真市建築基準法施行条例の一部改正について
- 8 議案第56号 門真市営住宅条例の一部改正について
- 9 議案第57号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項
- 10 議案第59号 平成30年度門真市水道事業会計補正予算（第2号）
- 11 議案第60号 平成30年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

審査日：平成30年9月10日（月）

○承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度門真市一般会計補正予算（第5号）について）

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ557億2906万3000円とする。

（主な質疑と答弁）

問	大阪北部地震の本市での被害や対応状況は。
答	本市においては震度4を観測しており、市内での人的被害はないものの、屋根や外壁の損傷等の一部損壊の被害を受けた住宅が40カ所報告されている。市庁舎、学校・園施設及び社会教育施設等、全ての市公共施設100カ所の緊急点検を実施した結果、ガラスの破損等の小規模な被害が確認されている。ブロック塀については法令上の基準を満たしていないものが確認されたことから、老朽化した物等も含め、撤去・改修を進めている。
問	ブロック塀等安全対策促進補助金の概要は。
答	同補助金の対象となるのは、道に面しており、高さが60cm以上で、簡易点検の基準を満たさないブロック塀等の撤去工事及び撤去後の改修工事である。 補助額は、撤去工事に要する費用の3分の2または15万円、改修工事に要する費用の2分の1または10万円、それぞれの少ないほうの額を合計した金額で最大25万円となる。 各工事は100件ずつを見込んでおり、歳出予算に2500万円を計上している。また、本事業は国の社会資本整備総合交付金の対象であることから、歳入予算に1250万円を計上している。
問	同補助金制度の現在の申請状況等は。
答	30年9月3日時点の交付決定件数は3件で相談件数は44件である。そのうち申請待ちの件数が12件となっている。
問	危険なブロック塀の情報収集方法と今後の対策は。
答	市民からの通報や、教育委員会で実施した通学路に面するブロック塀の調査により、情報共有を図っている。 今後も引き続き広報掲載等で補助制度の周知を図り、制度の活用による撤去等を促すことにより、安心・安全なまちづくりの推進に努めていく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第46号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

(議案の内容)

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、本市における住居表示を実施するための市街地の区域の追加は別図のとおりとし、当該区域における住居表示の方法は同法第2条第1号に掲げる街区方式によるものとする。

(主な質疑と答弁)

問 第17次住居表示の実施予定は。

答 大字桑才、大字葎島、大字三番地域の約44ヘクタールについて、2カ年で実施予定であり、30年度は、現地調査及び区域図や街区割りなどの原案を作成するとともに、住居表示審議会において、町名・町区画を審議する予定である。31年度は、現住所や世帯主名の確認のために世帯調査を行うとともに、住居表示の方法や手続等に関する地元説明会を開催し、31年11月ごろの住居表示実施を予定している。

問 未実施区域の現状と今後は。

答 未実施区域は、大字と地番を用いて表示しており、大字の区域が不明確であったり、地番が順序よく並んでいないなど、わかりにくい状況となっている。
今後の住居表示実施により、各街区の電柱等に街区表示板を、各家庭の玄関や門柱等に町名・住居番号表示板を取りつけることにより、わかりやすい住所となり、利便性の向上が図られる。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第47号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本市が実施する門真プラザ再整備事業支援業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定める。

(主な質疑と答弁)

問 門真プラザ再整備事業の進め方は。

答 新橋市営住宅の入居者との合意に加え、他の区分所有者との資金計画を含めた事業実施に関する合意形成が必要な事業であり、相当の事業期間が必要と考えている。
今後は、住民の会との協議や各入居者の意向把握を行うとともに、他の区分所有者についてもアンケートなどにより再整備についての意向を把握し、合意形成が図られるよう取り組んでいく。

問 門真プラザ再整備事業支援業務の委託内容と選定委員会の構成は。

答 門真プラザを再整備するに当たり、現況調査や事業手法の検討等を行う予定である。
また、選定委員会構成については、学識経験者3人及び部長級職員2人の5人を予定している。

(その他の質疑項目)・門真プラザの再整備における過去の検討状況について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第56号 門真市営住宅条例の一部改正について

(議案の内容)

大阪府から府営住宅の一部を本市に移管することに伴い、特定公共賃貸住宅の管理等について規定するとともに、所要の改正等を行う。

(主な質疑と答弁)

問	主な改正内容は。
答	第1次移管の対象住宅の名称及び位置、特定公共賃貸住宅の管理及び公営住宅及び改良住宅への期限つき入居等を新たに規定している。
問	特定公共賃貸住宅の概要及び現在の同住宅への入居状況は。
答	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき管理されている中堅所得のファミリー向けに供給されている住宅であり、今回移管を受ける府営門真四宮住宅のうち、1棟40戸が特定公共賃貸住宅に該当している。 29年度末時点の入居戸数は34戸、入居率は85%となっている。
問	府営住宅における期限つき入居制度の概要及び同制度の対象となる府営住宅は。
答	立地条件のよい団地において、新婚・子育て世帯の入居機会を確保するもので、申込者及び配偶者が40歳未満の新婚世帯、または申込者及び配偶者が40歳未満で小学生以下の子どもを含む子育て世帯が10年間の期間に限って入居できる制度である。 対象となる府営住宅は、おおむね最寄り駅まで徒歩10分以内で、最寄り駅から大阪都心部までの鉄道による所要時間が1時間以内であることなど、立地がよく、応募倍率が極めて高い住宅である。本市内では、門真古川橋住宅、門真御堂住宅、門真上島住宅の3住宅が該当し、現在17世帯が同制度を利用して入居している。
問	同居の承認や入居者の地位の承継が新たに規定され、「市長の承認を受けなければならない。」とされているが、改正理由は。
答	これまで門真市営住宅条例施行規則において、市長の承認を受けなければならないこと及びその承認基準について規定していたが、「承認を受けなければならない。」という入居者に義務を課す事項については、規則ではなく、条例において規定すべきとの考え方から、今回改正するものである。
問	移管に伴い、31年度以降の住宅管理業務はどのような形に切りかわるのか。
答	31年度については、現在の府営住宅の指定管理者である日本管財株式会社に引き続き管理業務を委託する予定である。 32年度は、府営住宅において指定管理者の切りかえが行われることから、新たに本市内の府営住宅の指定管理者となった事業者へ管理業務を委託する予定としている。 また、現在の市営住宅の指定管理期間が32年度で終了することから、33年度以降については、現在の市営住宅と移管を受けた府営住宅を合わせて新たに市が選定する指定管理者による管理を予定している。
問	府営住宅資産を活用したまちづくり研究会が23年度に行った移管に関するアンケートへの本

市の回答内容及び24年決算特別委員会における移管に関する答弁内容は。	
答	アンケートに対しては、本市は移管については考えていないと回答した。 また、24年の決算特別委員会においては、府営住宅の移管に対する現時点での市の判断に関する質疑があったが、移管を受けることについては、人員・財政面等を初め、さまざまな課題があることから、極めて困難であると認識している旨答弁している。
問	今回、府営住宅の移管に伴う条例改正案が提出されたということは、当時の課題は解決されたということか。
答	23・24年度の時点では、大阪市への移管が市内に存する府営住宅を一括で移管するものであったことや、府から順次移管の具体的な方針が示されていなかったこと、加えて、大阪市への移管では、建てかえ事業等、事業中の団地は事業終了後に移管することなどが移管のスキームとなっていた。また、当時は、市営住宅の管理面においても指定管理者制度を導入しておらず、市職員が直接管理を行う体制となっていた。 このため、人員面・財政面等で課題があると判断していたが、その後、府との協議により、市の意向に沿った順次の移管や、事業中に団地の移管も可能となったこと、また、市営住宅においても指定管理者制度を導入したことなどを踏まえ、人員体制を含めた中長期の収支見通しやまちづくりへの活用可能性等について詳細な検討を行った結果、移管は本市にとってメリットが大きいと判断している。
問	第1次移管を受けた場合、計画修繕等の財源を市が確保していかなければならないが、門真住宅の建てかえ事業や他の住宅の計画修繕にどれくらいの費用を見込んでいるのか。
答	中長期の収支見通しでは、門真住宅の建てかえ事業については、終了する時期を39年度ごろと見込んでいる。 第1次移管を受けた場合、門真住宅の建てかえ事業や、門真千石西町住宅及び門真四宮住宅の計画修繕に必要な費用は、今後9年間でおよそ157億円を見込んでいる。
問	約80億円は国庫補助金を見込むことになるが、市の要求どおり確保できるという保証は100%あるのか。
答	今後の建てかえ事業等に必要な国庫補助金については、事業を適切に実施できるよう毎年度、国や府に対して要望し、確保に努めていく。
問	中長期の収支見通しの中では、人口減少に伴う入居者の減少による空き部屋の増加は、どのように想定しているのか。
答	主な収入である家賃・共益費・駐車場使用料について将来の空室リスクなどを踏まえた戸当たり単価を団地別に設定し、安全側の収入見通しを立てている。 具体には、28年度末での実際の入居率は94%であるが、単価を低減したことにより、収支見通し上は89%の入居率にとどめた安全側の収入見通しとしている。 また、収支見通しでは40年度以降は累積黒字を維持できることから、現在の想定より空き部屋が増加した場合でも、収支に大きな影響を与えないものと考えている。
問	収支見通しでは、門真団地建てかえ後に確保できる予定の活用用地の売却金額をどのように見込んでいるのか。
答	第5期までの建設を行った場合、約6ヘクタールの活用用地が創出されると見込んでおり、そのうち約2ヘクタールについて売却する想定をしている。

売却金額については、認定こども園の用地取得単価が㎡当たり約10万円であったことや、住棟の撤去に要する費用等を踏まえ、約2ヘクタールで17億6000万円、㎡当たり8.8万円を見込んでいる。

(その他の質疑項目)・移管後における入居者募集の考えについて など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第57号 平成30年度門真市一般会計補正予算(第7号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6269万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560億175万4000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：大阪モノレール新駅設置負担金 498万4000円

歳出：大阪モノレール新駅設置基礎調査業務委託料 996万9000円】

問 新駅設置基礎調査業務の目的は。

答 大阪モノレール門真市駅と仮称門真南駅の間には新駅を設置することは、交通利便性の向上に加え、周辺地域への発展等、本市・守口市のまちづくりが大きく進むことが期待される一方、新駅の設置要望を行うと請願駅扱いとなり、多額の費用負担が見込まれるため、既に府に対して設置要望を行っている守口市と覚書を締結して協力し、新駅利用者の予測や概算事業費の算定、採算性の検討をもとに、新駅整備に伴う費用便益分析及び経済波及効果の検討を行うものである。

問 新駅設置の実現に向けた、今後の検討内容は。

答 現在、大阪モノレール延伸区間の2029年の開業に向けて、府と大阪高速鉄道株式会社において、都市計画や軌道法に基づく手続が進められている。
新駅の整備には、工事に先立ちこれらの変更手続が必要となるため、今年度、整備効果の検証等を行うとともに、松生町にて事業展開を予定している三井不動産株式会社との連携に加え、府や大阪高速鉄道株式会社への要望等について、守口市と協力して検討を進めていく。

【歳出：北島東第2地区土地区画整理事業 306万9000円】

問 北島東第2地区が北島東地区の区画整理事業と同時期に行えなかった理由は。

答 北島東地区は、第二京阪道路を挟む東西一体の北島土地区画整理準備組合が解散となった後、旧市立運動広場内の地権者が早期事業化を進めるため、第二京阪道路東側の市道岸和田守口線までの市街化調整区域内の地権者に対して意向確認を行い、25年9月に事業区域を決定したが、北島東地区の北側は、地権者が営農希望であることや市道沿いで土地利用をしていることなどの理由で、事業区域から外れたものと聞いている。

その後、北島東地区のまちづくりが目に見える形となったことや農業経営が厳しい状況等から、北島東地区北側の地権者より、30年7月24日付で市に対し、北島東地区と同様の土地区画整理手法による早期事業化の要望書が提出され、今後は、土地区画整理準備組合の設立、

	業務代行予定者の選定を実施する予定である。
問	今後設立予定の土地区画整理準備組合の構成は。
答	同組合の構成については、事業を予定している区域内の宅地について所有権または借地権を有する者は、全て組合員となり、現時点で共有者を含め29人である。
問	同組合と市のかかわりは。
答	要望書において市からの支援・協力を求められていること、第5次総合計画及び都市計画マスタープランにおいて中部まちづくり整備ゾーンの第二京阪道路の整備効果を生かしたまちづくりが期待できること及び、土地区画整理法において同組合から市長に対して、土地区画整理事業の専門的知識を有する職員の技術的援助を求める請求ができることを踏まえ、早期事業化に向けた支援・協力を考えている。

【歳出：鉄道施設耐震対策補助金減額分 △525万円】

問	国の補助金が不採択となった鉄道施設耐震補助事業の概要は。
答	京阪電気鉄道株式会社が実施する耐震対策事業を対象に補助対象工事費の6分の1を予算の範囲内において補助するものであり、具体的には萱島駅において補強が必要となる柱6本の耐震補強工事を実施するものである。
問	補助金の不採択により今回減額補正を行ったが、今後の市の対応は。
答	鉄道事業者が耐震対策事業を行うことは、必要であると認識しており、31年度においても、京阪電気鉄道株式会社から補助の要請があれば、今年度と同様に補助金交付に向けて予算確保に努めていく。

【歳出：門真千石西町住宅第3期新築工事实施設計積算業務委託料 485万9000円】

問	本業務委託の具体的内容は。
答	現在、府が進めている門真住宅の建てかえ事業については、31年度の第3期新築工事より市で引き継ぐこととしており、工事を発注するに当たり、市の積算基準により予定価格を算出する必要があるため、その積算業務について委託を行うものである。
問	移管の方法は。
答	順次移管の時期や順序については、市のまちづくりや財政運営に対するメリットなどを踏まえて判断しており、3段階に分けた順次移管を考えている。第1次移管は、門真住宅、門真千石西町住宅及び門真四宮住宅の3団地としており、特に、門真住宅では、建てかえ事業の事業中移管を受けることとしている。
問	建てかえ事業中に移管を受ける理由は。
答	事業中の移管を受けることにより、将来生み出される活用用地部分も含めて無償譲渡されるため、その活用用地を市が主体的にまちづくりに活用できるというメリットがあること、また、高齢化の進む門真住宅において入居者のニーズに対応しながら建てかえ事業を推進できることがその理由である。
問	建てかえ事業を引き継いだ場合、5期までの建設工事が必要と考えるが、3期工事から5期工事までの事業費の想定と市財政への影響は。

〔答〕 建設工事に係る事業費は中長期の収支見通しで約152億円と見込んでおり、このうちおおむね半分が国費、残り半分には起債が充当される。

移管を受けた府営住宅全体に係る累積収支は39年度までに約8億円の赤字が見込まれるが、その後は活用用地の売却や住宅の運営収支により、黒字となり良好な収支を維持できるものと考えている。

なお、39年度までは、市営住宅建設基金を活用することが可能であるので、市財政に影響を与えるものではない。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、承認第5号、第7号、議案第48号、第55号、第59号及び第60号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成30年9月19日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

民生常任委員会

委員長 土山 重樹

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第51号 門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 2 議案第54号 門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について
- 3 議案第57号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項
- 4 議案第58号 平成30年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

審査日：平成30年9月11日（火）

○議案第54号 門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

門真市消費生活センターを移転することに伴い、同センターの位置表示に関する規定整備を行う。

（主な質疑と答弁）

問	移転後の消費生活センターには消費相談スペースは何カ所設置されるのか。
答	これまでと同様にパーティションなどでプライバシーに配慮して2カ所設置する予定である。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第57号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6269万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560億175万4000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：消費者行政推進事業補助金減額分 △1060万3000円】

問	府補助金が減額となった理由は。
答	府が府内市町村の消費生活に係る相談窓口の機能強化等の消費者行政の取り組みを支援するため、21年度より補助金の交付制度を設けており、22年度より交付を受けてきたが、交付期限がおおむね7年間とされ、その後は段階的に自主財源へ移行することとされていたためである。 交付開始から8年目の29年度は要求額が交付されたが、9年目の30年度は要求額に対して1060万3000円の減額となった。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第51号及び第58号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成30年9月19日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

文教こども常任委員会

委員長 松本 京子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第49号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 議案第50号 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 3 議案第52号 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 4 議案第53号 門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 5 議案第57号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

審査日：平成30年9月12日（水）

○議案第49号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案の内容）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、代替保育の提供に係る連携施設の確保及び食事の提供の特例に関する基準等について、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問	代替保育の提供における改正の内容は。
答	家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者である家庭的保育事業者等の連携においては、従来、保育士が病気等により保育を提供できない場合、連携施設である保育所、幼稚園、認定子ども園等からのみ、代替保育の提供が可能であった。 今回の改正は、連携施設の確保が著しく困難で、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等が、当該施設以外で代替保育をする場合は、小規模保育事業A型事業者等から、また、当該施設で代替保育をする場合は、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると本市が認める者から代替保育の提供を可能とするものである。
問	本市の家庭的保育事業者等において、代替保育の提供を受けた例はあるのか。
答	これまで提供に至った家庭的保育事業者等はいない。
問	代替保育の提供を行うに際して、規制が必要ではないか。
答	連携協力を行う者との間で、役割分担及び責任の所在を明確化すること及び連携協力を行う中で、連携協力を行う者の本来の事業に支障が生じないようにすることの要件を全て満たす必要があるため、一定の規制がかかっているものと認識している。
問	代替保育の状況について、市の確認方法は。
答	定められた要件等を満たしていることを事前に書類で届け出させ、年1回の指導監査等でも確認を行い、必要に応じ指導していく。
問	食事の提供における改正の内容は。
答	5人までの子どもを預かる家庭的保育事業者において、自園調理の原則適用における現行の経過措置を5年から10年に延長する。また、給食の搬入施設については、現行の連携施設に加え、保育所、幼稚園、認定子ども園等から調理業務を受託している業者のうち、一定の要件を満たし、市が認める者についても給食の搬入を可能とするものである。
問	自園調理の原則の適用について、経過措置が5年から10年に延長された理由は。
答	家庭的保育事業者が調理設備を確保することが困難等の理由により、自園調理への移行が進んでいない状況を踏まえ、国において、経過措置の延長が必要と判断されたものと考えている。
問	家庭的保育事業者がいない本市において、条例改正の必要性はあるのか。
答	23年10月28日付雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、従うべ

き基準とされており、条例の内容を直接的に拘束するものであることに加えて、依然として年度途中の待機児童が多く、対象施設が新設される場合も考えられることから、一定の必要性があると認識している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第52号 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案の内容)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大等について、所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問 改正の概要は。

答 放課後児童支援員の資格について、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改正した。

さらに、資格要件として専門職大学の前期課程を修了した者を追加し、また、高等学校を卒業していない場合で5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものについても追加する。

問 同支援員の資格要件として、5年以上従事した者が加わったが、本市における該当者数は。

答 運営委託事業者に確認したところ、30年5月1日時点で2人である。

問 本条例において規定する研修の詳細内容は。

答 府が実施する放課後児童支援員認定資格研修の内容は、放課後児童健全育成事業の理解が3科目4.5時間、子どもを理解するための基礎知識が4科目6時間、放課後児童クラブにおける子どもの育成支援が3科目4.5時間、放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力が2科目3時間、放課後児童クラブにおける安全・安心への対応が2科目3時間、放課後児童支援員として求められる役割・機能が2科目3時間、合計16科目24時間である。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第53号 門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市立放課後児童クラブにおいて延長利用を実施するため、延長利用に係るクラブ費の額を定める。

(主な質疑と答弁)

問 改正の概要は。

答 門真市立放課後児童クラブにおいては、現在開設時間を午後6時までとし、月額利用料を

4500円としているが、31年度からは午後7時までに延長し、延長利用料を月額1800円として、新たに定めるものである。

問 同児童クラブの開設時間延長の必要性について市の見解は。

答 開設時間延長の実施により、就労形態の多様化等に伴う子育て世帯の選択肢をふやすとともに、小学校入学を期に就学前と同様の時間帯で子どもを預ける施設が見つからず、働き方を変えなければならないなどの、いわゆる小1の壁を打破し、子育て環境の充実に資するものである。

北河内各市においても、午後7時まで延長を実施している市があり、また、本市の30年度市民ご意見番アンケート調査結果報告書においても全校での実施を望む声もあったため、この施策が子育て環境の充実に資するとの考えから実施するものである。

問 北河内各市における開設時間延長の実施状況は。

答 現在、枚方市・寝屋川市・大東市・四條畷市で実施しており、31年度より新たに守口市が実施すると聞いている。

問 北河内各市における同児童クラブの月額利用料及び延長利用料は。

答 それぞれ、枚方市は7200円と1000円、寝屋川市は7000円と1回100円で上限が1000円、大東市は6000円と1500円、四條畷市は7000円と700円である。

問 同児童クラブ利用料の減免基準は。

答 生活保護法による被保護世帯に属するとき、病気または負傷のため、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって出席することができないときなどを定めている。

(討論) 賛成討論あり

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第50号及び第57号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。